

「岐阜市中央卸売市場再整備事業基本計画（修正版）」 岐阜市で修正した点について

パブリックコメントにおいて、「岐阜市中央卸売市場再整備事業基本計画（修正版）」（案）の修正を要する意見はございませんでしたが、附属機関である「岐阜市中央卸売市場開設運営協議会」や庁内からの意見に基づき、修正を実施した箇所があります。

そのような修正について、軽微な字句修正を除いたものを次のとおり取りまとめました。なお、該当箇所のページにつきましては、この度掲示する「岐阜市中央卸売市場再整備事業基本計画（修正版）」でのものに調整しております。

1. 【I. 基本条件の整理】

<p>該当箇所</p>	<p>3. 卸売市場関連法制度の動向 (2) 食品衛生法（平成30年6月改正） 図表5 HACCPに関する方針概要（5ページ）</p>
<p>修正理由</p>	<p>庁内において、HACCP に沿った衛生管理制度の内容に修正があった旨の意見を受けたため。</p>
<p>修正前</p>	<p>図表5 HACCPに関する方針概要</p> <p>全ての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）が衛生管理計画を策定</p> <p>食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（HACCPに基づく衛生管理）</p> <p>CODEX-HACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。</p> <p>【対象事業者】 ◆ 事業者の規模等を考慮 ◆ と畜場（と畜場設置者・管理者・業者） ◆ 食肉処理場（認定小規模業者を除く）</p> <p>取り扱う食品の特性等に応じた取組（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）</p> <p>各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。</p> <p>【対象事業者】 ◆ 小規模事業者（対象は検討中） ◆ 当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者（食肉・魚介類の販売等） ◆ 提供する食品の種類が多く、変更頻度が高頻度の業種（飲食店・給食施設等） ◆ 一般衛生管理の対応で管理が可能な業種（包装食品の販売・食品の保管・運搬等）</p> <p>対EU・対米国等輸出対応（HACCP+a）</p> <p>HACCP+輸出対象国基準</p> <p>HACCP</p> <p>HACCPに準拠した基準（必要最低限）</p> <p>衛生管理水準</p> <p>卸売市場は同基準に位置づけられ、今後の動向を注視することが留意とされる</p> <p>【国と地方自治体の対応】→全国的基準・対応を平準化し、国全体で順守の方向へ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① これまでの地方自治体の条例に委ねられていた衛生管理基準を法令に規定することで、地方自治体による運用を平準化 ② 地方自治体食品を対象としたHACCP指導者養成研修を実施し、食品衛生監視員の指導方法を平準化 ③ 日本発の民間認証IFS（食品安全マネジメント規格）や国際的な民間認証FSSC22000等の基準と整合化 ④ 業界団体が作成した手引書の内容を踏まえ、監視指導の内容を平準化 ⑤ 事業者が作成した衛生管理や記録の確認を通じて、自主的な衛生管理の取組状況を検証するなど立入検査を効率化
<p>修正内容</p>	<p>図表5 HACCPに関する方針概要</p> <p>全ての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）が衛生管理計画を策定</p> <p>食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（HACCPに基づく衛生管理）</p> <p>CODEX-HACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。</p> <p>【対象事業者】 ◆ 大規模事業者 ◆ と畜場（と畜場設置者・管理者・業者） ◆ 食肉処理場（認定小規模業者を除く）</p> <p>取り扱う食品の特性等に応じた取組（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）</p> <p>各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。</p> <p>【対象事業者】 ◆ 小規模事業者等</p> <p>対EU・対米国等輸出対応（HACCP+a）</p> <p>HACCP+輸出対象国基準</p> <p>HACCP</p> <p>HACCPに準拠した基準（必要最低限）</p> <p>衛生管理水準</p> <p>卸売市場はHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が求められる</p> <p>【国と地方自治体の対応】→全国的基準・対応を平準化し、国全体で順守の方向へ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① これまでの地方自治体の条例に委ねられていた衛生管理基準を法令に規定することで、地方自治体による運用を平準化 ② 地方自治体食品を対象としたHACCP指導者養成研修を実施し、食品衛生監視員の指導方法を平準化 ③ 日本発の民間認証IFS（食品安全マネジメント規格）や国際的な民間認証FSSC22000等の基準と整合化 ④ 業界団体が作成した手引書の内容を踏まえ、監視指導の内容を平準化 ⑤ 事業者が作成した衛生管理や記録の確認を通じて、自主的な衛生管理の取組状況を検証するなど立入検査を効率化 <p>（出典：厚生労働省「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化」を参考）</p>

2. 【Ⅲ. 整備基本計画の内容】

該当箇所	4. 付加する機能 (2) 付加機能 (26ページ)
修正理由	附属機関である「岐阜市中央卸売市場開設運営協議会」において、基本方針に示されている「付加価値の創出」についての説明が不足している旨の意見を受けたため。
修正前	記載なし
修正後	<p>8 加工スペース</p> <p>量販店や飲食店、宿泊施設等様々な取引先に対して、きめ細やかな対応を進めていくため、加工スペースを求める声が増えている。</p> <p>加工スペースについては、売場面積の見直しや施設の最適化を進めることで発生すると思われる余剰スペースを場内業者の求めに応じ、貸し出すことを検討する。</p>

3. 【概要版：Ⅲ. 整備基本計画の内容】

該当箇所	3. 基本方針の優先順位																
修正理由	上記2に合わせ、「概要版」における優先順位を示した表についても「付加価値の創出」に係る「検討する付加機能・用途」を追記することに加え、「余剰スペース活用を通じた市場経営への寄与」についても合わせて記載する方が好ましいと判断したため。																
修正前	<table border="1"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>基本方針</th> <th>検討する付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">高 ↑ 低</td> <td>場内物流の効率化・最適化</td> <td>物流動線の単純化・一方通行化</td> </tr> <tr> <td>衛生管理環境の確保</td> <td>屋根付荷捌場</td> </tr> <tr> <td>温度管理環境の確保</td> <td>高度な衛生管理・売場施設等の低温化・冷蔵庫の改修</td> </tr> <tr> <td>災害・環境対策を通じた社会的な役割の発揮</td> <td>食糧・救援物資等の搬送拠点機能・垂直避難施設としての機能</td> </tr> <tr> <td>余剰スペース活用等を通じた市場経営への寄与</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>付加価値の創出</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	基本方針	検討する付加機能	高 ↑ 低	場内物流の効率化・最適化	物流動線の単純化・一方通行化	衛生管理環境の確保	屋根付荷捌場	温度管理環境の確保	高度な衛生管理・売場施設等の低温化・冷蔵庫の改修	災害・環境対策を通じた社会的な役割の発揮	食糧・救援物資等の搬送拠点機能・垂直避難施設としての機能	余剰スペース活用等を通じた市場経営への寄与	—	付加価値の創出	—
優先順位	基本方針	検討する付加機能															
高 ↑ 低	場内物流の効率化・最適化	物流動線の単純化・一方通行化															
	衛生管理環境の確保	屋根付荷捌場															
	温度管理環境の確保	高度な衛生管理・売場施設等の低温化・冷蔵庫の改修															
	災害・環境対策を通じた社会的な役割の発揮	食糧・救援物資等の搬送拠点機能・垂直避難施設としての機能															
	余剰スペース活用等を通じた市場経営への寄与	—															
	付加価値の創出	—															
修正後	<table border="1"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>基本方針</th> <th>検討する付加機能・用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">高 ↑ 低</td> <td>場内物流の効率化・最適化</td> <td>物流動線の単純化・一方通行化</td> </tr> <tr> <td>衛生管理環境の確保</td> <td>屋根付荷捌場</td> </tr> <tr> <td>温度管理環境の確保</td> <td>高度な衛生管理・売場施設等の低温化・冷蔵庫の改修</td> </tr> <tr> <td>災害・環境対策を通じた社会的な役割の発揮</td> <td>食糧・救援物資等の搬送拠点機能・垂直避難施設としての機能</td> </tr> <tr> <td>余剰スペース活用等を通じた市場経営への寄与</td> <td>市場流通に資する用途を前提とした活用 (余剰スペース発生時)</td> </tr> <tr> <td>付加価値の創出</td> <td>加工スペースとしての貸出 (余剰スペース発生時)</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	基本方針	検討する付加機能・用途	高 ↑ 低	場内物流の効率化・最適化	物流動線の単純化・一方通行化	衛生管理環境の確保	屋根付荷捌場	温度管理環境の確保	高度な衛生管理・売場施設等の低温化・冷蔵庫の改修	災害・環境対策を通じた社会的な役割の発揮	食糧・救援物資等の搬送拠点機能・垂直避難施設としての機能	余剰スペース活用等を通じた市場経営への寄与	市場流通に資する用途を前提とした活用 (余剰スペース発生時)	付加価値の創出	加工スペースとしての貸出 (余剰スペース発生時)
優先順位	基本方針	検討する付加機能・用途															
高 ↑ 低	場内物流の効率化・最適化	物流動線の単純化・一方通行化															
	衛生管理環境の確保	屋根付荷捌場															
	温度管理環境の確保	高度な衛生管理・売場施設等の低温化・冷蔵庫の改修															
	災害・環境対策を通じた社会的な役割の発揮	食糧・救援物資等の搬送拠点機能・垂直避難施設としての機能															
	余剰スペース活用等を通じた市場経営への寄与	市場流通に資する用途を前提とした活用 (余剰スペース発生時)															
	付加価値の創出	加工スペースとしての貸出 (余剰スペース発生時)															